第4号様式

船橋市重度障害者等就労支援特別事業費支給決定取消通知書

第　　　　　号

　年　　月　　日

　　　　　　　　　様

　船橋市長

船橋市重度障害者等就労支援特別事業実施要綱第10条第2項の規定により、下記のとおり支給決定を取り消しましたので通知します。

記

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 支給決定取消日 |  | 受給者証番号 |  |
| 支給決定障害者 |  |
| 理由 |  |

※　受給者証を船橋市に返還してください。

返還期限

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に市長に対して、審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に提起することができます。